

令和 5 年 3 月 6 日 開催

第 3 3 回 高崎市農業委員会総会議事録

高崎市農業委員会

第33回高崎市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和5年3月6日（月）午後1時24分から午後3時14分まで

2 開催場所 高崎市役所17階 職員研修室

3 出席委員（22人）

| | | | |
|-----|---------|-----|---------|
| 1番 | 清水 静 枝 | 2番 | 浦恩城 由 子 |
| 3番 | 佐 藤 勲 | 6番 | 酒 井 孝 |
| 7番 | 今 井 隆 | 9番 | 信 澤 健 治 |
| 10番 | 中 沢 幸 子 | 11番 | 山 田 孝 夫 |
| 12番 | 井 田 裕 | 13番 | 大河原 藤 雄 |
| 14番 | 塚 越 勤 | 15番 | 永 井 保 伸 |
| 16番 | 石 川 大 輔 | 17番 | 加 藤 精 一 |
| 18番 | 福 田 敬 一 | 19番 | 石 井 多加志 |
| 20番 | 清 水 悟 | 21番 | 松 田 健 |
| 22番 | 飯 野 利 貞 | 23番 | 新 井 元 |
| 24番 | 堀 越 良 和 | 25番 | 吉 田 春 美 |

4 欠席委員（2人）

| | | | |
|----|---------|----|---------|
| 5番 | 寺 崎 正 親 | 8番 | 須 田 直 子 |
|----|---------|----|---------|

5 職務のため出席した事務局職員

| | |
|------|---------|
| 事務局長 | 八 木 秀 明 |
| 局長補佐 | 河 野 一 則 |
| 係長 | 羽 鳥 大 樹 |
| 係長 | 荒 木 聡 |
| 主査 | 小 暮 純 子 |
| 主任主事 | 飯 塚 淳 |
| 主任主事 | 佐 藤 裕 徳 |
| 主任主事 | 高 柳 匡 秀 |
| 主任主事 | 岩 井 道 裕 |
| 主事 | 新 井 諒 |

6 職務のため出席した農林課職員

主任主事

佐藤裕徳

7 議事日程及び付議事項

- 日程第1 議事録署名委員の指名及び書記の任命について
- 日程第2 議案第1号 農地法の規定による許可処分の取消について
- 日程第3 議案第2号 農地法の規定による許可後の計画変更申請について
- 日程第4 議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第5 議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 日程第6 議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 日程第7 議案第6号 特定農地貸付計画について
- 日程第8 議案第7号 農地法関係非農地証明願について
- 日程第9 議案第8号 農地法関連非農地判断について
- 日程第10 議案第9号 高崎市農用地利用集積計画の決定について
- 日程第11 議案第10号 高崎市農地利用最適化推進委員候補者評価委員会について
- 日程第12 議案第11号 農地の権利取得後における別段の面積の廃止について
- 日程第13 報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出受理について
- 日程第14 報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出受理について
- 日程第15 報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 日程第16 報告第4号 農地法第4条及び第5条の規定による転用許可専決処分について

◎開 会

午後 1時24分 開会

◎開会の宣告

○事務局長（八木秀明） 皆さん、こんにちは。定刻前ではございますが、皆様おそろいのようなので、第33回農業委員会総会を始めさせていただきます。

まず初めに、今井会長よりご挨拶をいただきたいと思います。

お願いします。

○会長（今井 隆） 委員並びに事務局の皆様、こんにちは。今日は、33回の農業委員会の総会ということで、一番最上階の会議室で、非常に眺望はいいですね。一番最上階ということで、ちょっと思い出すのは3.11です。また、東海地震が30年以内に70から80%の確率で起きるなんて、そんな話を聞くと、何だかちょっと落ち着かない。そんなことを思う次第です。

さて、3月ということで年度末、最後の今年度の総会となります。今月はいろいろな変わり目で、職員の方は異動内示が出るわけです。ちょっといろいろ大変な、忙しい月になりますけれども、よろしく願い申し上げます。

ところで、農業の就業者ですか、男性と女性でどちらが多いと思いますか。清水さんは分かっていると思うのだけでも、女性のほうが多いそうです。6割女性です。結構細かい仕事とか、そういう仕事があると。今日は佐藤委員もいるけれども、花関係は女性の方を雇用している人多いでしょう。

○3番佐藤委員 そうですね。一応10名ほど。

○会長 やっぱそういう細かい仕事は、女性のほうが手先が器用だし、男は不器用だからね。大きい農業機械を動かすのは男性だけれども、細かい仕事は女性ということで、本当に女性が増えてきたということで、そういう点も考えてやっぱり女性の委員さんもこれから多く参加してもらって、農業が発展するようにいろんなアドバイスを、意見出してもらって、農業振興に努めていっていただきたいと思います。

そういうことで、今日はこの間の事前協議を参考にしまして、総会のほうをよろしく願い申し上げます、挨拶といたします。

○事務局長 ありがとうございました。

では、今後の議事進行につきましては、今井会長にお世話になりたいと思います。お願いいたします。

○会長 それでは、ただいまから第33回農業委員会総会を開催いたします。

初めに、委員の出席状況を報告させていただきます。今日欠席者は2名ほどおりまして、議席番号5番、寺崎正親委員及び8番、須田直子委員から欠席との報告がございましたということで、全24名のところ22名であり、過半数を超えておりますので、総会は成立いたします。

以上、諸般の報告を終わりました、続きまして議事録署名委員の指名並びに書記の任命に入ります。まず初めに、皆さんにお伺いいたします。議事録署名委員を指名してもよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、議席番号2番、浦恩城由子委員並びに15番、永井保伸委員の2名を指名いたします。なお、書記の任命ですが、事務局の小暮主査を任命いたします。

それでは、これより議事進行を行っていきます。

それでは、議事に入ります。

発言される場合は挙手の上、議席番号と氏名を述べてからご発言のほどをよろしくお願い申し上げます。

それでは、早速議案に入ります。

議案第1号 農地法の規定による許可処分の取消について。

農地法の規定による許可処分の取消についての申請が、次のとおりあったので審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第1号 農地法の規定による許可処分の取消について。

1番 当初許可の内容につきましては農地法第5条許可、契約内容は売買、転用目的は一般住宅でございまして、令和4年10月24日許可、高農委指令第1379号でございました。取消しを願い出る理由につきましては、申請地を測量した結果、分筆登記が必要となり、申請地番が変更となったためとのことでございます。

以上、農地法関係許可取消願は1件でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長 取消願の説明がございました。

それでは、これより審議に入りまして、皆さんから質疑をお受けいたします。

異議がなければ承認してもよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、承認することにいたします。

続きまして、議案第2号に移ります。

議案第2号 農地法の規定による許可後の計画変更申請について。

農地法の規定による許可後の計画変更申請が、次のとおりあったので審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第2号 農地法の規定による許可後の計画変更申請について。

1番 当初許可の内容につきましては農地法第4条許可、転用目的は支柱を立てて営農継続する太陽光発電設備設置用地でございまして、令和2年3月23日許可、高農委指令第1613号でございま

した。なお、こちらは一時転用の申請でございまして、転用期間は令和2年3月22日から令和5年3月21日までの3年間でございます。変更の理由につきましては、法人を設立し、事業を承継するためとのことでございます。変更後の計画につきましては、転用目的は支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置用地でございまして、法人の役員から事業を継承し、引き続き売電したいとのことでございます。なお、こちらは一時転用の申請でございまして、転用期間は令和5年3月22日から令和8年3月21日までの3年間でございます。

また、関連案件といたしまして、地上権設定の3条許可申請、議案書9ページ、議案第3号ナンバー7と計画変更後の5条許可申請、議案書24ページ、議案第5号ナンバー27が提出されております。

2番 当初許可の内容につきましては農地法第4条許可、転用目的は支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置用地でございまして、令和4年2月22日許可、高農委指令第1746号でございました。なお、こちらは一時転用の申請でございまして、転用期間は令和4年1月22日から令和5年3月21日までの1年2か月間でございます。変更の理由につきましては、法人を設立し、事業を承継するためとのことでございます。変更後の計画につきましては、転用目的は支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置用地でございまして、法人の役員から事業を継承し、引き続き売電したいとのことでございます。なお、こちらは一時転用の申請でございまして、転用期間は令和5年3月22日から令和8年3月21日までの3年間でございます。

また、関連案件といたしまして、地上権設定の3条許可申請、議案書9ページ、議案第3号ナンバー8と、計画変更後の5条許可申請、議案書24ページ、議案第5号ナンバー28が提出されております。

3番 当初許可の内容につきましては、農地法第5条許可、契約内容は不明、転用目的は一般住宅用地でございまして、昭和47年3月17日許可、群馬県指令西農第716号でございました。変更の理由につきましては、建築計画がなくなったためとのことでございます。変更後の計画につきましては、契約内容は売買、転用目的は露天駐車場でございまして、郵便局を運営しているが、駐車場が不足しているため、申請地を買い受けて使用したいとのことでございます。なお、こちらの案件につきましては、計画変更後の5条許可申請が提出されてございまして、議案書30ページ、議案第5号ナンバー2が関連案件でございます。

以上、農地法の規定による許可後の計画変更申請は3件でございます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○会長 事務局の説明は終わりました。

それでは、これより審議に入ります。

皆さんから質問等をお受けいたします。ナンバー1、ナンバー2、ナンバー3ですか、3条と5条でまた出ているので、またそこでも審議をお願いいたします。

よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、承認することにいたします。

続きまして、議案第3号に移ります。

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について。

農地の所有権を移転し、またはその他の権利を設定、もしくは移転しようとする農地法第3条の規定による許可申請が次のとおりあったので、審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について。

1番 契約内容は売買、所有農地に隣接する申請地を買い受けて効率的に耕作したいとの申請でございます。

2番 契約内容は贈与、所有農地に隣接する申請地を譲り受けて効率的に耕作したいとの申請でございます。

3番 契約内容は売買、農業経営拡大のため、申請地を買い受けて耕作したいとの申請でございます。

4番 契約内容は贈与、農業経営拡大のため、申請地を譲り受けて耕作したいとの申請でございます。

5番 契約内容は使用貸借、農業経営拡大のため、申請地を借り受けて耕作したいとの申請でございます。

6番 契約内容は売買、農業経営拡大のため、申請地を借り受けて耕作したいとの申請でございます。

7番 契約内容は地上権の設定、支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置のために地上権を設定したいとの申請でございます。なお、設定期間につきましては令和5年3月22日から令和8年3月21日までの3年間でございます。また、さきにご審議いただきました事業者変更の計画変更申請、議案書5ページ、議案第2号ナンバー1と支柱部分の一時転用の5条許可申請、議案書24ページ、議案第5号ナンバー27が関連案件でございます。

8番 契約内容は地上権の設定、支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置のために地上権を設定したいとの申請でございます。なお、設定期間につきましては令和5年3月22日から令和8年3月21日までの3年間でございます。また、さきにご審議いただきました事業者変更の計画変更申請、議案書6ページ、議案第1号ナンバー2と支柱部分の一時転用の5条許可申請、議案書24ページ、議案第5号ナンバー28が関連案件でございます。

9番 契約内容は売買、以前より借り受けて耕作している申請地を借り受けて、引き続き耕作し

たいとの申請でございます。

10番 契約内容は贈与、農業後継者として申請地を譲り受けて耕作したいという同一世帯の申請でございます。

11番 契約内容は贈与、農業後継者として申請地を譲り受けて耕作したいという同一世帯の申請でございます。

12番 契約内容は売買、以前より借り受けて耕作している申請地を買い受けて、引き続き耕作したいとの申請でございます。

13番 契約内容は使用貸借、農業後継者として申請地を借り受けて耕作したいという同一世帯の申請でございます。

14番 契約内容は贈与、以前より借り受けて耕作している申請地を譲り受けて、引き続き耕作したいとの申請でございます。

15番 契約内容は賃貸借、農業経営の規模拡大を図るため、申請地を借り受けて耕作したいとの申請でございます。

以上、農地法第3条の規定による許可申請は15件でございます。なお、この15件につきましては、別添「農地法第3条調査書」のとおり、農地法第3条第2項には該当しない、またはただし書に該当するため、許可要件の全てを満たしているものと考えられますことをご報告いたします。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会長 3条の説明が終わりましたので、これより審議に入り、皆さんから質疑をお受けいたします。

異議がなければ許可といたしますけれども、よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、続きまして議案第4号に移ります。

議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請について。

農地を農地以外のものにするため、農地法第4条第1項の規定による許可申請が、次のとおりあったので審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請について。

1番 自宅敷地が狭く、駐車場が不足しているため申請地を使用したいという露天駐車場の申請でございます。

2番 申請地に太陽光発電設備を設置し、売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

以上、農地法第4条の規定による許可申請は2件でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会長 事務局の説明が終わりました。

これより審議に入り、皆さんから質疑をお受けいたします。

もうこのナンバー2の写真見ると、こんもりしているのだけれども、今これ梅だったね。

○事務局 はい。

○会長 梅だよ。現地は伐採してあるの。

○事務局 事務局が現地調査をした先月の24日時点ではまだ梅が植わっている状態で、特に伐採、伐根はされていないと。

○会長 どうでしょう。面積が5,610平米ということで、大分広い場所ですよ。別にここに太陽光を設置しても、何か自然災害とか、そういうので影響はないでしょうね。

これ異議がなければ、許可相当として農業委員会ネットワーク機構に意見聴取するのですけれども、よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、これ許可相当といたします。あと、1番もよろしいですね。

続きまして、議案第5号に移ります。

議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について。

農地を農地以外のものにするため、その農地につき所有権を移転し、またはその他の権利を設定、もしくは移転しようとする農地法第5条第1項の規定による許可申請が、次のとおりあったので審議を求めます。

なお、ナンバー1、2、3については事前調査案件となっております。また、ナンバー4についてはナンバー2及びナンバー3と関連する案件となっておりますので、ナンバー2及びナンバー3と一括して審議することといたします。

それでは、事務局、ナンバー1の説明をお願いいたします。

○事務局

議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について。

1番 契約内容は賃貸借、農業参入に当たり、申請地を借り受けて農業用施設を建築したいという農業用施設の申請でございまして、払下げ予定の用悪水路と一体利用の計画でございまして、

それでは、別添、農地法第5条許可申請ナンバー1審議資料を御覧ください。1枚目は位置図でございまして、申請地は、図面中央付近に赤く斜線で示された箇所ございまして、高崎経済大学から北に約290メートルの場所に位置しております。

1枚おめくりいただきまして、2枚目が案内図でございまして、申請地は、図面中央付近に示された箇所でございます。申請地周辺は、農地や宅地、雑種地等が混在している地域でございまして、本申請地は農振農用地の青地農地でございます。

1枚おめくりいただきまして、3枚目が公図の写しでございまして、ホチキスどめされている箇所

を上にして、縦向きに御覧ください。申請地に隣接する土地につきましては、東側と西側が用悪水路、南側が公衆用道路、北側が田となっております。

1枚おめくりいただきまして、4枚目が土地利用計画図でございます。引き続き、ホチキスどめされている箇所を上にして、縦向きに御覧ください。切土や盛土の造成工事はなく、申請地全体を整地し、一般的なビニールハウスと同じ見た目の農業施設を建築する計画となっております。施設の概要につきましては、図面の北側でございます水耕栽培用栄養分生成と示されている箇所にて水槽を用いてチョウザメを養殖し、水耕栽培と示されている箇所にてレタスを栽培する計画と伺っております。

なお、今回の事業につきましては、魚の養殖と水耕栽培を掛け合わせたアクアポニックスと呼ばれる循環型農業となっております。チョウザメの排せつ物を微生物が分解し、植物がそれを栄養として吸収、浄化された水が再び魚の水槽へと戻る仕組みとなっております。また、申請地南側にて直売所を設け、農畜産物を販売する計画となっております。

1枚おめくりいただきまして、5枚目が平面図、続く6枚目が立面図となっておりますので、こちらは参考までに御覧いただければと思います。

また、別紙でお配りいたしましたアクアポニックス事業についてというカラー刷りの資料も併せて参考に御覧いただければと思います。

なお、開発指導課の事前協議につきましては、現在協議中でございます。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしく御願いたします。

○会長 事務局の説明が終わりましたので、次は調査報告に入ります。

今回は、第4班の調査になっておりますということで、調査班長の井田裕委員から報告をお願いいたします。

○12番井田委員 事前調査報告、第4班班長、井田裕。農地法第5条許可申請、審議ナンバー1について、申請人から聞き取りした調査結果について報告いたします。

なお、当日は譲受法人の代表取締役1名と担当者2名の出席でした。

質問1 農業参入のきっかけはどういった理由ですか。

回答 事業者には一定数の障害者を雇用することが義務づけられていますが、そういった方たちの受入れや労働環境を整えていく過程で、農業という事業に着目したことがきっかけです。

質問2 申請地を選定した理由は何ですか。

回答 今回の申請地は、高崎市から紹介いただいたものです。事業を実施していくに当たり、大きな川が近くにないこと、高い建物がなかったことなどの条件がありましたが、それらを満たした適地と考えています。

質問3 養殖規模はどの程度ですか。

回答 6つの水槽を用意し、およそ2,700匹のチョウザメを養殖する計画です。

質問4 キャビアが取れるようになるまでにどのくらいの時間がかかるのですか。

回答 新潟県において別の企業が同様の事業を行っていますが、販売までに4年半を費やしたという話を伺っています。そのため、同等程度の歳月がかかると見込んでいます。

質問5 栽培技術の習得は済んでいますか。

回答 自社の社員が先ほどご紹介した新潟県の企業にて1年間の研修に取り組んでいる最中です。

質問6 直売所以外の販路はありますか。

回答 まだ商品がないので、直売所以外の販路は確立できていませんが、将来に向けて営業をかけていきます。

質問7 住民説明会の際、反対の意見はありましたか。

回答 騒音や臭い、排水について心配する声がありましたが、反対の意見はありませんでした。新潟県の施設周辺にも人家がありますが、臭気や騒音の苦情を受けたことはないと聞いています。また、雑排水については下水管に接続するので、周辺農地に影響ありません。

以上のような質疑応答がありました。

○会長 調査班長の報告が終わりました。

それでは、これより審議に入り、皆さんから質疑をお受けいたします。

これは南部地区の調査案件ということで、先日南部の委員さんからもいろいろ出たもので、今回北部の委員さんが初めてということで、いろいろ質問等あったらお願いいたします。

これでレタスだとか、野菜がレタスと、何でしたっけ。

○1番清水委員 クレソン。

○会長 クレソンは強いよな、あれは。どんどん増えてしまっ。どんな野菜が水耕栽培でできるか、ちょっと興味のあるところですけどもね。チョウザメの、その水だけでは肥料は足らないので、栄養分を足すと言っていました。

どうですか、皆さん。

はい、お願いします。

○17番加藤委員 17番、加藤ですが、これは一般的な農業とは異なるものですが、これ収支の見込みというのは、何か出るのですか。キャビアも4年半ぐらい育てるということで、全く収入が見込めない時期があるのではないかと思います。経営的には練られていますか。

○会長 4年ぐらいは野菜販売ぐらいで、チョウザメのほうは。

では、事務局お願いします。

○事務局 加藤委員さんのご指摘のとおり、聞き取りの中でも最初の何年間というか、五、六年間ぐらいはもう赤字前提で計画を立てているということです。そういった話は伺っていて、ただし事業としては将来的にもうかる、利益を生み出せるという前提でこの新規事業を立ち上げているので、

10年程度で黒字化を見込んでいような計画にはなっております。

○17番加藤委員 新潟のほうでやってくれる。

○事務局 そうです。新潟のほう、別の企業にはなるのですけれども、そちらの法人さんのほうが説明に、キャビアが取れるまでに4年半費やしたということなので、キャビアができてからが勝負というのですか、経営的には。

○17番加藤委員 それだけ持ちこたえられるような組織体であればいいのですけれども、これだけ設備投資をして、収益が4年、5年先というのものなかなか厳しいかなという気がしますけれども。

○事務局 一応南部の事前協議でも、結構事業的に大分大きい話なので、そういったお話はありました。この申請法人はレジャー産業のグループ会社になるので、ある程度の長いスパン、期間の中で事業を実施していけるような体力があるというふうな話にはなっております。

○17番加藤委員 今までにない事業体なので、その辺がちょっと心配だなという感じはしますけれども。ただ、今言ったような組織体でやって、何とか持ちこたえられるのだったら、将来的にはいいのかな、どうかなと感じました。

○会長 この一企業だと心配だけれども、親会社がいるから。前例のないものなので心配する面もあるけれども。

○17番加藤委員 私のほうは以上です。

○会長 ほかによろしいでしょうか。

○全員 なし。

○会長 それでは、異議がなければ、ナンバー1につきまして、これも面積が大きいので、農業委員会ネットワーク機構に許可相当として意見聴取しますけれども、よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、許可相当といたします。

続きまして、ナンバー2とナンバー3及びナンバー4です。

事務局、説明をお願いします。

○事務局

2番 契約内容は売買、半導体製造販売業を考えているが、事業拡大に伴い、本社に隣接する申請地を買い受けて、工場を建設したいという工場の申請でございまして、転用済みの畑、雑種地、公衆用道路、水路と一体利用の計画でございまして。

3番 契約内容は売買、半導体製造販売業を営んでいるが、事業拡大に伴い、従業員用駐車場が不足するため、申請地を買い受けて使用したいという露天駐車場の申請でございまして、雑種地と一体利用の計画でございまして。

4番 契約内容は売買、半導体製造販売業を営んでいるが、事業拡大に伴い、既存工場に隣接する申請地を買い受けて工場を増築したいという工場の申請でございまして、転用済みの畑、宅地、

雑種地、公衆用道路、水路と一体利用の計画でございます。

それでは、別添、農地法第5条許可申請ナンバー2、3の審議資料を御覧ください。1枚目が表紙でございますので、見開いて御覧ください。位置図でございます。図面中央の赤枠で囲まれた箇所が申請地でございます。図面北側の申請地が工場用地で、南側が露天駐車場用地でございます。申請地は、高崎市立上郊小学校の南東に位置し、既存工場に隣接した位置となっております。

1枚おめくりください。現況図でございます。図面中央の赤枠で囲まれた箇所が申請地でございます。周囲は農地、宅地、雑種地、公衆用道路及び水路に囲まれており、農地種別につきましては農地、宅地が混在することから、第2種農地であると考えられます。また、周辺農地は農振農用地でございます。今回の申請地につきましては令和4年12月に農振除外がされた除外地でございます。

1枚おめくりください。土地利用計画図でございます。こちらと次のページが工場用地の土地利用計画図となります。図面の左側が北側となりますので、大変見づらくて申し訳ございませんが、ホチキスどめをしている箇所を上にして、見開いて御覧ください。申請地に地下2階地上7階建て鉄骨造の工場を1棟と附属棟6棟を建築する計画でございます。図面の中央の赤い網かけが工場で、周囲の赤い網掛けが附属棟となっております。申請地の東側にある既存工場と新工場を地上通路にて結ぶ計画となっております。

雑排水につきましては合併浄化槽を設け、西側の用水路へ放流します。雨水排水につきましては浸透施設で集約し、雨水浸透貯留池にて敷地内で浸透処理いたします。造成につきましては、工場部分は切土し、南側の西毛広域幹線道路への接続部分は盛土をする計画でございます。

出入口は東側と南側に設け、南側は西毛広域幹線道路へのアクセス道路との接続になる計画でございます。周囲はフェンスで囲い、緩衝帯を設けております。

1枚おめくりください。5ページ目が露天駐車場の土地利用計画図でございます。図面の左側が北側となりますので、大変見づらくて申し訳ございませんが、ホチキスどめされている箇所を上にして、見開いて御覧ください。図面の赤枠で囲まれたグレーに着色された区域が従業員用の駐車場でございまして、隣地の雑種地と一体で利用する計画でございます。全体の駐車台数は約300台を計画しております。

造成につきましては整地する程度とし、仕上げは浸透式のアスファルト舗装及び砂利敷の計画でございます。雨水排水につきましては、申請地外周に浸透式のU字溝を設け、浸透処理をする計画でございます。

1枚おめくりいただきまして、6ページ目以降は工場の平面図及び立面図となります。参考に御覧ください。

今後の予定でございますが、農地法の許可を得ましたら、令和5年8月より工事着手し、令和7年6月に工事完了いたしまして、7月の事業開始を目標としております。なお、開発指導課の事前

協議につきましては、令和5年2月21日に締結済みでございます。

以上、簡単ではございますが、説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長 事務局の説明が終わりました。

これから調査報告に入ります。それでは、井田班長、お願いいたします。

○12番井田委員 事前調査報告、第4班班長、井田裕。

農地法第5条許可申請、審議ナンバー2、ナンバー3について申請人から聞き取りした調査結果について報告いたします。

なお、当日は譲受法人の役員2名と代理人1名の出席でした。

質問1 申請地隣には小学校と保育園があり、工場の建設により日陰になることが懸念されます。工場の高さはどのくらいですか。また、どのような対策を講じますか。

回答 建築する工場は地上7階、地下2階で、高さ39メートルの計画となっております。日照時間のシミュレーションでは、冬場の午前8時から9時にかけて小学校の校庭が日陰になるという結果だったため、学校側には事前に説明し、了承を得ております。

質問2 申請地周辺には農地として残る場所がありますが、日照に問題はありますか。また、将来的に計画地に含める予定ですか。

回答 梅林が残りますが、日照には影響はないと考えております。また、今後計画地に含めるかどうかは、地権者の意向に沿って検討していきたいと考えております。

質問3 工場からの排水や雨水はどのように処理しますか。また、周辺の農地や水源に影響はありませんか。

回答 雑排水は浄化槽にて処理後、水路に排水するため、周辺の農地や水源に影響はないと考えております。また、雨水は敷地内で浸透処理いたします。

質問4 工事中は、工事車両の出入りが小学校の通学時間帯と重なることがあると思います。十分な安全対策を講じるようお願いいたします。

回答 工事期間中の車両の出入りについては、通学時間帯を避けるように配慮し、安全には十分注意いたします。

以上のような質疑応答がありました。

○会長 調査報告が終わりました。

それでは、これより審議に入り、皆さんから質問等をお受けいたします。

これ、すぐ近くに小学校と保育園があったのです。ちょっと冬場日陰になるのではないかなと思って心配して、質問したわけですがけれども、その辺、今の井田班長の報告にもありましたけれども、中に1か所梅林が残るのです。どうして残るか、それもちょうと質問してみたわけです。

皆さんからどうでしょう。

意見等なければ、ナンバー2、ナンバー3及びナンバー4については許可相当として農業委員会

ネットワーク機構に意見聴取するわけですが、許可相当としてよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、続いて南部の一括審議を行います。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

5番 契約内容は売買、借家住まいをしているが、自己用住宅を持ちたく、申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

6番 契約内容は賃貸借、支店の統廃合に伴い、申請地を借り受けて新たに事務所を建築したいという事務所の申請でございます。

7番 契約内容は売買、経営している介護事業所の職員用駐車場が不足しているため、申請地を買い受けて使用したいという露天駐車場の申請でございます。

8番 契約内容は売買、会社役員を務めているが、自宅の駐車場を会社駐車場と併用しており、手狭なため、申請地を買い受けて使用したいという露天駐車場の申請でございます。

9番 契約内容は売買、借家住まいをしているが、自己用住宅を持ちたく、申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。宅地と一体利用の計画でございます。

10番 契約内容は売買、借家住まいをしているが、自己用住宅を持ちたく、申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

11番 契約内容は賃貸借、通路として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため、是正したいという通路用地の申請でございます。

12番 契約内容は使用貸借、土木工事業を営んでいるが、駐車場が不足しているため、申請地を借り受けて使用したいという露天駐車場の申請でございます。

13番 契約内容は売買、自宅への進入路が狭く不便なため、申請地を買い受けて通路を拡幅したいという通路用地の申請でございます。

14番 契約内容は売買、実家住まいをしているが、手狭なため、申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

15番 契約内容は売買、実家住まいをしているが手狭なため、申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

16番 契約内容は売買、建築工事業を営んでいるが、駐車場が不足しているため、申請地を買い受けて使用したいという露天駐車場の申請でございます。雑種地と一体利用の計画でございます。

17番 契約内容は賃貸借、申請地近隣で工事を請け負っているが、工事車両及び作業員用駐車場が不足するため、申請地を借り受けて使用したいという露天駐車場の申請でございます。なお、こちらは一時転用の申請ですので、転用期間が定められております。令和5年4月1日から令和8年3月31日までの3年間の申請でございます。

18番 契約内容は遺贈、遺言に従い申請地を譲り受けて資材置場として使用したいという露天資材置場の申請でございます。

19番 契約内容は売買、不動産業を営んでいるが、需要が見込まれる申請地を買い受けて分譲したいという宅地分譲の申請でございます。なお、こちら用途指定区分がございまして、第1種低層住居専用地域でございます。また、開発指導課の事前協議につきましては現在協議中で、締結見込みであると伺っております。

20番 契約内容は寄附、申請地を譲り受けて境内地として使用したいという境内地の申請でございます。

21番 契約内容は売買、不動産業を営んでおり、住宅用地として需要が見込まれる申請地を買い受けて建売分譲住宅を建築したいという建売分譲住宅の申請でございます。

22番 契約内容は使用貸借、住宅敷地が狭いため申請地を借り受けて庭用地として使用したいという庭用地の申請でございまして、宅地と一体利用の計画でございます。

23番 契約内容は売買、金属加工業を営んでいるが、駐車場が不足していたため、隣接する申請地を買い受けて使用したいという露天駐車場の申請でございます。

以上、農地法第5条の規定による許可申請、南部地区の一括案件は19件でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会長 事務局の説明は終わりました。南部地区の案件で、ナンバー5からナンバー23、一括説明していただきました。

それでは、一括審議に移ります。どうでしょうか、何かご質問等ございますでしょうか。

○全員 なし。

○会長 なければ、許可相当といたしますけれども、よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 分かりました。それでは、南部地区を許可相当といたします。

それでは、ここでちょっと休憩を入れまして、また後半よろしく願いいたします。

休 憩

再 開

○会長 それでは、これから北部の議案に入ります。

北部の議案を、事務局、一括説明してください。お願いします。

○事務局

24番 契約内容は使用貸借、建設業を営んでいるが、事業拡大に伴い、資材の保管場所が不足しているため、申請地を会社役員より借り受けて使用したいという倉庫用地の申請でございます。

25番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが、手狭なため、申請地を借り受けて住宅を

建築したいという一般住宅の申請でございます。なお、こちら用途指定区分がございまして、第1種住居地域でございます。

26番 契約内容は売買、不動産業を営んでおり、住宅用地として需要が見込まれる申請地を買い受けて、建売分譲住宅を建築したいという建売分譲住宅の申請でございます。

27番 契約内容は賃貸借、法人の役員から事業を継承し、引き続き売電したいという、支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置用地の申請でございます。なお、こちらは一時転用の申請でございまして、転用期間は令和5年3月22日から令和8年3月21日までの3年間でございます。また、関連案件といたしまして、さきにご審議いただきました事業者変更の計画変更申請、議案書5ページ、議案第2号ナンバー1と地上権設定の3条許可申請、議案書9ページ、議案第3号ナンバー7が関連案件でございます。

28番 契約内容は賃貸借、法人の役員から事業を継承し、引き続き売電したいという、支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置用地の申請でございます。なお、こちらは一時転用の申請でございまして、転用期間は令和5年3月22日から令和8年3月21日までの3年間でございます。また、関連案件といたしまして、さきにご審議いただきました事業者変更の計画変更申請、議案書6ページ、議案第2号ナンバー2と地上権設定の3条許可申請、議案書9ページ、議案第3号ナンバー8が関連案件でございます。

29番 契約内容は使用貸借、申請地を借り受けて、みさと芝桜まつり期間中の出店者用仮設駐車場として使用したいという露天駐車場の申請でございます。なお、こちらは一時転用の申請でございまして、転用期間は令和5年4月1日から令和5年5月31日までの約2か月間の申請でございます。

30番 契約内容は贈与、申請地を譲り受けて貸し露天駐車場として整備したいという貸し露天駐車場の申請でございます。

31番 契約内容は使用貸借、養豚業を営んでいるが、堆肥化处理施設が不足しているため、申請地を借り受けて増設したいという農業用施設の申請でございます。

32番 契約内容は売買、借家住まいをしているが、自己用住宅を持ちたく、実家に隣接する申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

33番 契約内容は売買、自宅敷地が狭いため、隣接する申請地を借り受けて駐車場として使用したいという露天駐車場の申請でございます。

34番 契約内容は贈与、通路として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという通路用地の申請でございます。

35番 契約内容は売買、不動産業を営んでおり、住宅用地として需要が見込まれる申請地を買い受けて建売分譲住宅を建築したいという建売分譲住宅の申請でございます。

36番 契約内容は売買、県外で借家住まいをしているが、実家近くで自己用住宅を持ちたく、申

請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

37番 契約内容は賃貸借、土木工事業を営んでいるが、資材置場が不足しているため、申請地を借り受けて使用したいという露天資材置場の申請でございまして、雑種地と一体利用の計画でございます。

38番 契約内容は使用貸借、定年を機に、高崎で自己用住宅を持ちたく、相続で取得した申請地に住宅を建築したいという分家住宅の申請でございます。

39番 契約内容は売買、借家住まいをしているが、自己用住宅を持ちたく、申請地を買い受けて、住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

40番 契約内容は使用貸借、建設業を営んでいるが、事業拡大に伴い、駐車場及び資材置場が不足しているため、申請地を借り受けて使用したいという露天駐車場及び露天資材置場の申請でございます。

41番 契約内容は売買、土木工事業を営んでいるが、事業拡大に伴い、資材置場が不足しているため、申請地を買い受けて使用したいという露天資材置場の申請でございます。

42番 契約内容は売買、借家住まいをしているが、結婚を機に自己用住宅を持ちたく、申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

43番 契約内容は売買、借家住まいをしているが、自己用住宅を持ちたく、申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

44番 契約内容は賃貸借、選挙事務所の駐車場として申請地を借り受けて使用したいという露天駐車場の申請でございまして、転用済みの畑と一体利用の計画でございます。なお、こちら一時転用の申請でございますので、転用期間が定められております。令和5年3月23日から令和5年4月30日までの1か月間の申請でございます。

45番 契約内容は売買、半導体製造販売業を営んでいるが、事業拡大に伴い、従業員用駐車場が不足するため、申請地を買い受けて使用したいという露天駐車場の申請でございます。

46番 契約内容は売買、半導体製造販売業を営んでいるが、事業拡大に伴い、従業員用駐車場が不足するため、申請地を買い受けて使用したいという露天駐車場の申請でございます。

47番 契約内容は贈与、住宅敷地の一部として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという庭用地の申請でございまして、宅地と一体利用の申請でございます。なお、こちらは用途指定区分がございまして、第1種中高層住居専用地域でございます。

48番 契約内容は贈与、農業用倉庫として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという農業用施設の申請でございます。

49番 契約内容は使用貸借、現在の住まいが老朽化しているため、申請地を借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

50番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが、自己用住宅を持ちたく、申請地を借り受

けて住宅を建設したいという一般住宅の申請でございます。

51番 契約内容は売買、食肉加工販売業を営んでいるが、揚水管用地に隣接する申請地を買い受けて、管理用地として使用したいという揚水管管理用地の申請でございます、山林と一体利用の申請でございます。

52番 契約内容は売買、郵便局を運営しているが、駐車場が不足しているため、申請地を買い受けて使用したいという露天駐車場の申請でございます。なお、こちらは用途指定区分がございまして、近隣商業地域でございます。また、関連案件といたしましては、さきにご審議いただきました議案書6ページ、議案第2号ナンバー3の計画変更申請が関連案件でございます。

53番 契約内容は賃貸借、申請地を借り受けて赤土を採取し販売したいという赤土採取の申請でございます。なお、こちらは一時転用の申請でございますので、転用期間が定められております。転用期間は、令和5年3月23日から令和8年3月22日までの3年間の申請でございます。

以上、農地法第5条の規定による許可申請、北部地区の案件につきましては30件でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長 北部地区の説明が終わりました。ナンバー24からナンバー53ですね。

それでは、これより審議に入ります。皆さんから質問等をお受けいたします。

この中で、営農型の太陽光が出ていますけれども、全国で平均して約18%、2割近くが8割の収量に達していないなんて、そんな報告がありましたけれども、やっぱり下部の農地に合うものと合わない農産物があるので、収量が取れないということもあると思います。

北部地区、どうでしょうか。これとって皆さんから質問等なければ、許可相当といたしますけれども、よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、許可相当といたします。

それでは、続きまして議案第6号に移ります。

議案第6号 特定農地貸付計画について。

特定農地貸付の承認申請が、次のとおりあったので審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第6号 特定農地貸付計画について。

1番 貸付期間につきましては、令和5年4月1日から令和10年3月31日までの5年間でございます。

本件につきまして補足の説明をさせていただきます。まず、特定農地貸付とは特定農地貸付法を根拠としており、市民農園の位置づけで行う農地の貸付けであり、開設するための4つの条件、1、1区画が10アール未満の農地の貸付けであること。2、貸付期間が5年以内であること、3、借り

る人が営利目的で農作物の栽培を行わないこと、4、相当数の者を対象に一定の条件で貸付けを行うものであることを満たせば、農地の権利移動を緩和する、農地法の許可が不要になる特例措置として取り扱うものでございます。

次に、特定農地貸付の申請があった場合には、農業委員会へ承認の申出を行い、問題がないと認められれば承認することとなります。なお、農業委員会の確認事項につきましては、1、規定内容が特定貸付けの要件を満たし、かつ適正な農地利用を確保するものになっているか、2、申請地を市民農園として利用することで、周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないか、以上2点を確認する必要があります。

今回提出された計画ですが、特定貸付の要件については、申請地8筆を10区画に分割し、農地の貸付けを行う計画となっており、1区画は10アール未満に分割されているため、条件を満たしております。続きまして、貸付期間は5年間と定められており、条件を満たしております。また、借りる人が営利目的で農作物の栽培を行わないことについても規定で定められております。

次に、適正な農地の確保及び周辺農地への支障についてですが、1、貸付農地及び施設の見回り並びに借受者に対する必要な指示、2、貸付農地における作物の栽培等の指導などが規定によって定められております。

以上、本件につきましては、さきにご説明いたしました開設するための4つの条件を満たしていると考えられます。

補足の説明は以上でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会長 特定農地貸付の説明が終わりました。

それでは、これより審議に入ります。

これ農業公社が管理、担当のほうですね。

○事務局 はい。

○会長 どうでしょう。皆さんから質問等なければ承認することといたしますけれども、よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 続きまして、議案第7号 農地法関係非農地証明願について。

農地法関係非農地証明願の申出に伴い、農地法第2条第1項の農地に該当するか否かの非農地判断について、次のとおり審議を求めます。

それでは、事務局の説明をお願いします。

○事務局

議案第7号 農地法関係非農地証明願について。

ナンバー1 非農地としての理由でございますが、農地復元のための物理的な条件整備が厳しく困難であり、かつ申請地の周囲の状況から見て、農地復元をしても継続的な利用ができないためで

ございます。

以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会長 事務局の説明が終わりました。

次に、地域担当委員からの報告になるわけですが、ここは倉渕町の三ノ倉地域ですので、大河原藤雄委員に報告をお願いします。

○13番大河原委員 ナンバー1について、現地を確認した結果を報告いたします。

2月7日に、推進委員の塚越洋委員と事務局職員とで現地を確認してまいりました。

現地は山林と一体化しており、数多くの雑草、雑木が生い茂っている状態でした。そのため、農地として活用するのは困難な状況でありました。よって、確認の結果、非農地として認められるものと判断したことをご報告いたします。

以上です。

○会長 ご報告は終わりました。

ここ写真見たら、大分前に植林したようなところでしたよね。

どうでしょうか。異議がなければ証明しますけれども、よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、証明することにいたします。

続きまして、議案第8号 農地法関係非農地判断について。

農地法第30条の規定に基づく利用状況調査に伴い、農地法第2条第1項の農地に該当するか否かの非農地判断について、次のとおり審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第8号 農地法関係非農地判断について。

1番 非農地としての理由は、荒廃農地のうち森林の様相を呈しているなど、農地に復元することが著しく困難なためでございます。

その他、ナンバー49まで現状地目及び非農地としての理由は同様になりますので、説明は省略いたします。

なお、今回非農地判断は農地法第30条の規定による利用状況調査の結果、B判定と判断された農地について、国の運用通知に基づき、榛名の久留馬地区を重点地区として面的に非農地判断を行うものでございます。

以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会長 非農地判断ということで、事務局の説明したところでございます。

それでは、審議に入ります。質疑をお受けいたします。

もうこういうところは、これからどんどん増えることになるのではないかなんて思うわけです

けれども。

これとって、別に皆さんからご異議なければ非農地という判断しますけれども、よろしいでしょうかね。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、非農地として判断することといたします。

続きまして、議案第9号 高崎市農用地利用集積計画の決定について。

高崎市農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項による決定の依頼が、別紙のとおりあったので審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第9号 高崎市農用地利用集積計画の決定について。

別紙でお配りしているA4横の冊子、高崎市農用地利用集積計画とA4横の薄い冊子、高崎市農用地利用集積計画総括表及び営農類型・主要農機具・家畜飼養状況一覧をご用意ください。説明させていただきます。

利用権設定促進事業は、市町村が農地の出し手、受け手の間を調整して、権利の設定、移転計画等をまとめた農用地利用集積計画を策定し、農業委員会の決定を経て公告することにより、安心して農地の売買、貸借等を行うことのできる事業です。今回の利用集積計画は、令和5年4月1日公告予定の農用地利用集積計画となります。

薄い冊子、高崎市農用地利用集積計画総括表を御覧いただき、表紙を1枚おめくりください。利用権の設定を受ける者は129名、利用権を設定する者は236名です。利用権が設定される面積は、地目田の通年が190筆面積が24万5,370平米、地目田の期間借地が12筆、面積が2万2,554平米、地目畑が183筆、面積が25万5,321平米、合計で385筆、面積が52万3,245平米となっております。

このうち使用貸借で設定された面積は19万7,433平米で、割合は37.7%です。また、中間管理事業で設定された面積は2万3,311平米となっております、割合は4.5%となっております。

続いて、総括表2ページ目を御覧ください。貸借期間別にみますと、3年未満の農用地の面積は、地目田が面積5万184平米、畑が4万2,707平米、3年から6年未満の農用地の面積は、地目田が14万8,019平米、畑が15万5,148平米、6年から10年未満の農用地の面積は、地目田が2万2,612平米、畑が2,156平米、10年以上の農用地の面積は、地目田が4万7,995平米、畑が5万4,424平米となっております。

以上、簡単ではございますが、農用地利用集積計画に関する説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○会長 ただいま農林課のほうから説明がございました。

それでは、これより審議に入ります。皆さんから質問等をお受けいたします。

この要件設定も、だんだんこれから農業者の高齢化に伴って、今利用権設定する人が増えるのか、減るのだから、今のところどうだろうね。

○事務局 数は年々増えている印象です。

○会長 今のところね。

○事務局 はい。

○会長 皆さんから質問等なければ、決定してもよろしいか伺います。よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、決定することとします。

続きまして、議案第10号に入ります。

議案第10号 高崎市農地利用最適化推進委員候補者評価委員会について。

農地利用最適化推進委員候補者の募集に伴い推薦又は応募があった候補者に関して、高崎市農業委員会の農地利用最適化推進委員の委嘱に関する規程第8条に基づき、高崎市農地利用最適化推進委員候補者評価委員会において評価を行うよう指示することについて審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第10号 高崎市農地利用最適化推進委員候補者評価委員会について。

本年7月19日に任期が満了する高崎市農地利用最適化推進委員について、2月10日から候補者の募集を開始し、定数34人のところ、今日現在で28人の推薦がございました。推進委員の候補者評価委員会に先立ちまして、農業委員会が高崎市農業委員会の農地利用最適化推進委員の委嘱に関する規程第8条に基づき、高崎市農地利用最適化推進委員候補者評価委員会におきまして当該候補者を評価するよう指示してよいか、ご審議いただくものでございます。

続きまして、44ページを御覧ください。一番上、高崎市農地利用最適化推進委員候補者評価委員会の案でございます。

ここで、議案書の訂正がございます。1、日時、令和5年4月17日月曜日、午後1時30分、こちらの時間について「午前9時30分」に訂正をお願いします。「午後1時30分」から「午前9時30分」に訂正をお願いします。

1、日時、令和5年4月17日月曜日、午前9時30分。2、場所、高崎市役所14階第141会議室でございます。

なお、評価委員のスケジュールなどの都合により、評価委員会の日時が変更になることもありますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

また、評価委員会の委員構成でございますが、農業委員会会長、会長職務代理者、農政担当副市長、総務部長、農政部長、農林課長、各支所農政担当課長、農業委員会事務局長の合計13人で、農業委員会会長が評価委員会の会長を務め、会長職務代理者が副会長を務めます。

推薦または応募に伴って提出された書類等を基に候補者の評価を行い、農業委員会に意見を報告することになっております。なお、評価委員会が決定した評価の意見は、速やかに農業委員会に報告することになっております。

事務局からの説明は以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○会長 ただいま事務局で説明をしたとおりでございます。

それでは、質疑に入ります。皆さんから、質疑、何か疑問等、質問等ございましたらお願いいたします。

異議がなければ、この予定で進めますけれども、よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、決定することにいたします。

続きまして、議案第11号入ります。

議案第11号 農地の権利取得後における別段の面積の廃止について。

農地法第3条第2項第5号に規定する別段の面積を廃止することについて、次のとおり審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第11号 農地の権利取得後における別段の面積の廃止について。

それでは、別紙の法改正に伴う農地法第3条の許可の判断基準についてという資料を御覧ください。農地法第3条第2項第5号に規定する別段の面積について、高崎市においては40アールと定められておりますが、令和5年4月1日施行の改正農地法により第5号が廃止になります。

この議案11号については、農地法という法律部分の廃止による面積要件の廃止になるので、審議の余地がないというところが正直なものなのですが、平成21年の旧吉井町の合併に伴い、高崎市全域を40アールとする旨の決定がされておりますので、今回の廃止についても議案として上げ、農業委員会として面積要件の廃止を決定し、その旨告示する流れになります。

また、廃止後については、資料の上段に記載されている要件、1号要件の全部効率利用、4号要件の常時従事要件、6号要件の周辺農地への支障の有無、これら3項目に着眼して許可の判断をしていくこととなります。

なお、資料の2枚目に農地法の3条2号5号の新旧対照条文も準備いたしましたので、参考までに御覧いただければと思います。

説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○会長 ただいま事務局の説明が終わりました。

皆さんから質問等何かございましたらお願いいたします。

農地取得しても、今までどおりちゃんと耕作してもらわないと困るので、その点は今までと同じ

ということ。

それでは、法改正で、この判断基準で廃止ということになりますけれども、よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、廃止とすることにいたします。

これで議案のほうが終了いたしまして、続きまして報告事項に移ります。

第1号から第4号まで、係長、お願いします。

○事務局

報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出受理について。

1番 転用目的は共同住宅の敷地拡張、用途指定区分は第1種住居地域、ほか1件、合計2件の4条届出につきまして書類審査を実施し、適法であったため受理書を交付いたしました。

報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出受理について。

1番 契約の内容は売買、転用目的は建売住宅、用途指定区分は第1種中高層住居専用地域、ほか27件、合計28件の5条届出につきまして書類審査を実施し、適法であったため受理書を交付いたしました。

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について。

1番 契約の内容は賃貸借、申請の理由は合意解約、ほか3件、合計4件の18条の通知につきまして書類審査を実施し、適法であったため受理いたしました。

報告第4号 農地法第4条及び第5条の規定による転用許可専決処分について。

初めに、1番及び2番につきましては開発許可の遅れから許可日がずれ込んでおりましたが、それぞれ令和5年1月25日、令和5年2月9日付で修正されましたことをご報告申し上げます。

3番以降につきましては、先月の総会におきまして許可相当としていただいた案件になります。

また、55ページの62番及び63番、56ページの69番については農業委員会ネットワーク機構に意見聴取を行い、結果、異存なしとの回答をいただいております。

4条が5件、5条が62件、合計67件につきまして他法令の確認も取れましたので、令和5年2月22日付で許可書を交付いたしました。

報告事項は以上でございます。

○会長 報告事項が終わりました。

それで、その他ということで、公害対策委員会についてということです。

高柳主任からご説明をお願いします。

○事務局 それでは、私より本日お配りいたしました、A4、1枚紙の高崎市農業委員会公害対策委員会の開催について、こちらをご用意いただければと思います。

年度変わりまして、次回の4月の農業委員会総会后、10分程度でございますが、公害対策委員会を開催いたします。4月に行う公害対策委員会では、例年と同様、農作物への被害を防止するため、

市内事業者や学校関係機関に対しまして油等の流出や学生によるいたずら防止などを未然に防ぐことができるよう、行政通知について議題に上げさせていただき予定となっております。

以上、ご多忙のところ恐れ入りますが、ご出席のほどどうぞよろしくお願いいたします。

○会長　そういうことで、次回の総会後に公害対策委員会ということで、農業委員の皆さん、よろしくをお願いいたします。

ほかには事務局のほうから何かありますか。

○事務局　ありません。

○会長　まだコロナ対策ということで、皆さん毎回毎回間を空けたりして、安全対策をしてきたわけですけれども、これから国のほうでもあんまりそういう基準を設けないということで、ちょっと世の中がコロナ以前の社会になると思います。そういうことで、研修会も今後開かれると思いますけれども、よろしくお願いいたします。

◎閉会の宣告

○会長　それでは、以上をもちまして第33回農業委員会総会を終了いたします。

ご苦労さまでございました。

午後　3時14分　閉会